

丹波市企業立地奨励補助金について（R3.2.16改正）

【目的】

地域産業の活性化と雇用機会の創出を図るため、製造業又は兵庫県知事の承認を受けた地域経済牽引事業を実施する施設を新設する事業者に対して、初期投資等（用地、建物、設備、住宅家賃、雇用）の費用について補助金を交付します。

【対象】

日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業所、又は兵庫県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画を実施する施設であり、交付申請時に常時雇用を3人以上有するもの。

適用要件	優遇内容	補助対象期間
【用地補助】 ①用地取得後2年以内に操業を開始すること ②工場等を新設するための用地として1,000㎡以上の取得又は500㎡以上の借地をすること	①用地取得費の20% [限度額500万円] ②用地賃借料（敷金等を除く）年額の50% [限度額200万円/年間] ※上記①、②への補助は、重複して申請することはできない	用地賃借料に対する補助の期間は、操業開始時の翌年度末まで
【建物補助】 ①工場等を新設するために取得した建物の建築面積が200㎡以上であること ②施設改修費への補助は、原則、市内の請負業者による施設改修であること	①工場等の建設費又は取得価格の20% [限度額500万円] ②建物賃借料（敷金等を除く）年額の50% [限度額200万円/年間] ③施設改修費の50% [限度額100万円] ※上記①、②への補助は、重複して申請することはできない	建物賃借料に対する補助の期間は、操業開始時の翌年度末まで
【設備補助】 事業に必要な機械設備を取得すること	機械設備取得費合計額の50% [限度額300万円]	操業開始時 1回限り
【従業員家賃補助】 家賃補助の対象者は、操業開始前から企業の従業員である者で、市内事業所に1年以上就労するために転入した者であること	転入後1年以上経過した者1人あたり30万円 [限度額150万円]	操業開始時の翌年度末まで
【雇用補助】 新規常時雇用者を3人以上雇い入れ、かつ、9ヶ月以上継続して常時雇用していること	1人あたり50万円 [限度額300万円]	操業開始時の翌年度末まで で1回限り

常時雇用者：企業の就業規則等に定める正社員であって、次の要件のいずれにも該当する者

- ①新設又は増設した工場等において常時勤務する者であること
- ②国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者であること
- ③雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること
- ④雇用期間の定めのない者であること
- ⑤賃金が労働した日又は時間によって算定される者でないこと
- ⑥その他通常の労働者（労働基準法第39条第3項に規定）の労働条件と異なる条件で雇用される者でないこと。

新規常時雇用者：上記の要件を満たし、市内に住所を有する者

補助経費の支払いは原則、銀行振込みでしてください。

【申請手続き】

①対象工場等指定申請書の提出（操業開始の30日前まで）

対象工場等の指定申請のため、必要書類を提出してください。

（参考）提出書類は、「対象工場等指定申請書」のほか下記のとおりです。

- ・事業計画書及び建設計画書（図面添付）
- ・土地登記簿謄本及び土地譲渡契約書の写し又は借地権設定契約書の写し
- ・商業・法人登記簿謄本、定款
- ・会社概要を示す書類（会社パンフレット等）
- ・申請時における経営状況を証する書類（過去2年間）



②対象工場等指定書の交付

書類審査及び対象工場等の指定決定後、対象工場等指定書を送付します。



③操業開始届の提出（操業開始後30日以内）



④補助金の交付申請（操業開始後1年以内）

補助金交付申請書のほか、下記の必要書類を提出してください。

- ・事業実績報告書
- ・誓約書
- ・工場等の位置図及び配置図
- ・地域経済牽引事業計画承認書の写し（地域経済牽引事業者の場合）
- ・補助対象の請求明細及び支払を証明する振込依頼書の写し
- ・補助対象となる建物・機械設備等を示す写真
- ・常時雇用者名簿
- ・事業所別被保険者台帳及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- ・事業所別被保険者記録一覧表〔厚生年金〕
- ・常時雇用者であることを証する書類（雇用契約書、出勤簿等）
- ・新規常時雇用者の住民票（写）（従業員家賃補助、雇用補助）
- ・建築確認済証の写し（建物を新設した場合）
- ・その他これらを補完する書類



⑤審査および交付決定

書類審査および現地検査後に補助金の交付可否を決定します。交付決定の場合は、「交付決定通知書」と「補助金請求書」を送付しますので、同請求書に必要事項を記入のうえ、商工振興課まで提出ください。



⑥補助金の交付

振込日等が決定次第通知いたします。振込後に通帳記帳等で確認ください。

お問い合わせ先 : 丹波市産業経済部商工振興課企業誘致係
〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005